

# 大雪地区広域連合介護認定審査会運営要綱

平成16年 3月29日

要綱第1号

(趣旨)

第1条 大雪地区広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）及び大雪地区広域連合介護認定審査会規則などに定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(合議体)

第2条 合議体の構成は、会長が保健、医療及び福祉の各分野の均衡に配慮した構成となるよう指名する。

- 2 合議体の長は、合議体の会議を総理し、合議体を代表する。
- 3 合議体の長に事故ある場合、あらかじめ指名した委員が職務を代理する。
- 4 会議の開催及び議決については、次のとおりとする。

(1) 合議体は、これを構成する委員の過半数（合議体の長を含む。）が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

また、特別な理由がある場合を除き、保健、医療及び福祉のいずれかの分野の委員が欠けるときは、開催しないことができるものとする。

(2) 認定の審査判定にあたっては、できるだけ委員間の意見調整を行い、合意を得るよう務めるものとし、その上で合議体の議事は、合議体の長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は合議体の長の決すところによる。

- 5 審査判定の結果については、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(審査及び判定)

第3条 認定審査会は、法第27条第8項及び法第32条第4項の規定により、審査対象者について認定調査票のうち「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査判定の基準等に関する省令（厚生省令第58号平成11年4月30日）」による要支援認定基準及び要介護認定基準（以下「認

定基準等」という。)に照らして審査判定を行う。また、特に必要がある場合については、意見書を付することができるものとする。

2 認定審査会は、必要に応じて認定調査員及び主治医意見書を作成した医師等に出席を求め、意見を聴取することができる。

3 委員は、次に掲げる場合に該当するときは、審査及び判定に加わることができない。

ただし、審査対象者の状況等について意見を述べることは差し支えない。

(1) 審査対象者が委員の所属する施設等に入院し、若しくは入所し又は介護サービスを受けている場合

(2) 委員が審査対象者の主治医意見書を記入した場合

(守秘義務)

第4条 認定審査会は、非公開とする。

2 委員は、知り得た個人情報に関し、秘密を厳守しなければならない。

3 委員は、認定審査会終了後、審査判定に使用した資料を持ち帰ることはできないものとする。

(議事録の作成)

第5条 認定審査会は、審査した事項について議事録を作成するものとする。

(事務局)

第6条 認定審査会の事務局は、大雪地区広域連合事務局に置くものとする。

(補則)

第7条 この要綱のほか、認定審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。